

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

区役所（遺留金品及び預り金の管理等に係る事務に限る。対象とした事務を担当するスポーツ市民局及び健康福祉局の課を含む。）の事務について、次表の課を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 名
区役所 (千種区、東区、北区、西区、 中村区、中区、昭和区、瑞穂区、 熱田区、中川区、港区、南区、 守山区、緑区、名東区、天白区)	総務課、民生子ども課、福祉課、支所区民福祉課
スポーツ市民局	区政課
健康福祉局	介護保険課、保護課

なお、区役所では、以下の遺留金品及び預り金の管理を行っている。

区 分	区 担 当 課
身元明確なるも引取者のない遺体に係る 遺留金品	総務課
生活保護に係る預り金	民生子ども課、支所区民福祉課
生活保護に係る遺留金品	民生子ども課、支所区民福祉課
老人福祉施設の入所者に係る遺留金品	福祉課、支所区民福祉課

第3 監査の着眼点

- 1 遺留金品及び預り金の管理は適正に行われているか
- 2 葬儀の執行に向けた手続が遅滞なく行われているか
- 3 管理の体制及び仕組みは適切か

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 4年 7月15日から令和 5年 3月16日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、区役所の対象課で処理している事務のうち、主として令和 3年10月 1日から令和 4年 9月30日までに執行された遺留金品及び預り金の管理等に係る事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。また、必要に応じて、対象事務を担当するスポーツ市民局及び健康福祉局の課への質問などを行った。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、監査対象とした区が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

1 身元明確なるも引取者のない遺体に係る遺留金品

(1) 身元明確なるも引取者のない遺体に係る遺留金の管理について（行政運営事務）

墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）（以下「墓地埋葬法」という。）によると、身元明確なるも引取者のない遺体（以下「引取者のない遺体」という。）が発生したときは、死亡地の市町村長が埋葬又は火葬を行うこととされ、遺留金品については市町村が保管することとされている。

墓地埋葬法に定める遺留金品を確認し保管する場合には、区総務課は、「身元明確なるも引取者のない遺体事務処理の手引き」（以下「手引き」という。）に基づき、確認した遺留金品の内容等を記載した遺留金品引継書、現場確認書等（以下「引継書等」という。）を証拠書類として残し、このうち遺留金につ

いては、歳入歳出外現金として受け入れ、相続人に引き継ぐ場合や葬儀費用の支払いに充当する場合等に歳入歳出外現金から払い出すこととされている。

遺留金の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 平成26年度に発生した引取者のない遺体について、当時作成された引継書等によると 2円の遺留金があるが、歳入歳出外現金として受け入れられた形跡がなく、所在不明となっているとのことであった。 (東区総務課)

イ 相続人に引き継ぐこととなった遺留金 191円について、令和 4年 4月に相続人から請求書の提出を受けたものの、払出の処理がされずに歳入歳出外現金に残っていた。 (中村区総務課)

ウ 平成26年度に葬儀を執行し、遺留金と市費で葬儀費用を支払った引取者のない遺体について、本来市費に優先して葬儀費用に充当されるべきであった遺留金の一部である 886円が処理されずに歳入歳出外現金に残っていた。 (名東区総務課)

東区総務課においては、所在不明の遺留金について調査を行うとともに、遺留金の管理を厳正に行われたい。中村区及び名東区総務課においては、処理されずに残っている遺留金について速やかに処理を行われたい。

なお、これらの遺留金について、東区総務課においては調査の結果所在が確認できなかったため職員による補填が行われ、中村区総務課においては相続人へ払い出す処理が行われ、また、名東区総務課においては本市の歳入に振り替える処理が行われたことで、必要な措置が講じられた。

2 生活保護に係る預り金

(1) 生活保護に係る預り金の管理について（行政運営事務）

区民生子ども課では、生活保護費の返還金、徴収金及び戻入金（以下「返還金等」という。）について社会福祉事務所長（区長）が必要と認めた場合には、納入通知書の交付手続が完了するまでの間、生活保護受給者等から一時的に現金を預かることがある。この預り金の取扱いについては、各区で定める生活保護費等預り金管理規程（以下「預り金管理規程」という。）によると、預かった現金は預り金保管台帳に記入し、その後の保管や払出等の管理を行うととも

に、3日以内に事務手続を完了する見込みがある場合を除き、統括管理者（民生子ども課長）名義の預金口座に一旦預け入れ、原則、保管してから概ね1週間以内に返還処理等の事務手続を完了することとされている。

また、預り金の保管状況について、出納責任者（民生子ども係長）及び事務責任者（保護係長、主査）は、毎月1回以上、定期的に預り金保管台帳、金庫内の現金及び預金口座の通帳に関し査閲を行い、預り金保管一覧により統括管理者に報告を行うとともに、毎年度9月及び3月には、統括管理者も金庫内の現金の確認や関係書類の照合を行うこととされている。

預り金の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 生活保護費の返還金等の一部として令和2年12月に預かった現金3,000円について、令和3年9月の所属内での金庫の点検により発見されるまで、統括管理者名義の預金口座への預入れを行っておらず、現金のまま保管していた。また、令和4年10月に返還処理の事務手続が完了するまで、預り金保管台帳を作成していなかった。（中川区民生子ども課）

イ 保管しているにもかかわらず預り金保管一覧に記載がない現金があり、預り金保管状況の査閲が適正に行われていなかった。さらに、中川区民生子ども課においては、毎年度9月及び3月の統括管理者による金庫内の現金の確認や関係書類の照合についても実施していないとのことであった。

（東区民生子ども課、中区民生子ども課、中川区民生子ども課）

ウ 生活保護費の返還金等として預かった現金について、本市への返還処理が行われるまで数か月以上の時間を要している事例が複数見受けられた。いずれも既に返還処理は完了しているものの、処理が完了するまで最も長いもので約1年5か月が経過している事例もあった。（天白区民生子ども課）

東区、中区及び中川区民生子ども課においては、預り金管理規程に基づき、預り金の管理を厳正に行われたい。

とりわけ、中川区民生子ども課においては、預り金は組織として管理するものであるということを十分に認識した上で、現金を預かった際には、速やかに預り金保管台帳に記入し、統括管理者名義の預金口座への預入れを行うとともに、預り金の保管状況に係る査閲を確実に行われたい。

また、天白区民生子ども課においては、預り金を速やかに処理するよう徹底されたい。

3 生活保護に係る遺留金品

(1) 生活保護に係る遺留金品の管理について（行政運営事務）

区民生子ども課及び支所区民福祉課では、生活保護法（昭和25年法律第 144号）に定める遺留金品を確認し管理を開始する場合には、生活保護法第76条による遺留金品取扱規程（以下「遺留金品取扱規程」という。）に基づき、確認した遺留金品の内容等を記載した現場確認書及び遺留金品確認書等（以下「現場確認書等」という。）を証拠書類として作成するとともに、生活保護受給者ごとに作成する遺留金品整理簿に、現場確認書等の写しを添付して民生子ども課長又は区民福祉課長（以下「民生子ども課長等」という。）までの決裁を取り、以後処理経過を記載することとされている。

遺留金を保管する場合には、歳入歳出外現金として受け入れることが原則であるが、その処分に当たって相続人等の調査を行う必要がない時には歳入歳出外現金によらずに保管することができ、この場合は、3日以内に事務手続を完了する見込みがなければ保管用に設けた金融機関の預金口座に預け入れることとされている。

また、遺留金品の保管状況について、民生子ども係長又は保護・子ども係長は、毎月 1回以上、定期的に遺留金品整理簿、金庫内の現金、預金口座の通帳及び遺留品に関し査閲を行い、遺留金品保管一覧により民生子ども課長等に報告を行うとともに、毎年度 9月及び 3月には、民生子ども課長等も、金庫内の現金の確認や関係書類の照合を行うこととされている。

遺留金品の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 現場確認書等が適正に作成されていないもの

親族から遺留金品の引継ぎを受けた際に、現場確認書等を作成していないものが見受けられた。（中川区民生子ども課、天白区民生子ども課）

イ 遺留金品整理簿が適正に作成されていないもの

(ア) 遺留金品整理簿を遺留金品の管理を行うこととなった際に作成せず、一

連の処理が完結した後に作成しているものが多数見受けられた。

(中川区民生子ども課)

- (イ) 遺留金を処理したにもかかわらず、遺留金品整理簿への処理経過の記載及び民生子ども課長までの決裁が行われていないものが見受けられた。

(西区民生子ども課、中川区民生子ども課、南区民生子ども課、緑区民生子ども課)

- (ウ) 遺留金品の処理が完結した生活保護受給者について、新たに遺留金があることが判明したにもかかわらず、当該遺留金について遺留金品整理簿を作成していないものがあった。

(中川区民生子ども課)

ウ 遺留金の歳入歳出外現金への受入等が適正に行われていないもの

3日以内に事務手続を完了する見込みがないにもかかわらず、速やかに歳入歳出外現金への受入又は金融機関の預金口座への預入れを行っていない遺留金が多数見受けられ、この中には約 110万円が約 1か月の間現金で保管されていたものもあった。

(西区民生子ども課)

エ 遺留金品の保管状況の査閲が適正に行われていないもの

- (ア) 金庫や預金口座で保管している遺留金について、遺留金品保管一覧^(注)に記載がないなど、監査の中で確認した遺留金品保管一覧について全ての月で誤りが見受けられ、遺留金品の保管状況の査閲が適正に行われていなかった。また、毎年度 9月及び 3月の民生子ども課長による金庫内の現金の確認や関係書類の照合も実施していないとのことであった。

(中川区民生子ども課)

(注) 遺留金品保管一覧は令和 4年 4月 1日の遺留金品取扱規程の改正で設けられた様式であり、令和 3年度については、預り金保管一覧の様式を用いていた。

- (イ) 金庫で保管している遺留金について、遺留金品保管一覧に記載がないものがあり、査閲が適正に行われていなかった。

(瑞穂区民生子ども課、志段味支所区民福祉課)

- (ウ) 令和 4年度から遺留金に加えて遺留品が査閲の対象に加わったが、遺留品の査閲を行っていなかった。

(瑞穂区民生子ども課)

オ 遺留金が一時的に把握されていなかったもの

遺留金品を担当者が受け取った後、遺留金品整理簿を速やかに作成せず、

鍵付きの書庫に保管するなどしていたため、1か月程度組織としての把握がされていない遺留金があった。そのため、遺留金の歳入歳出外現金への受入等も速やかに行われず、遺留金品の保管状況の査閲の対象からも漏れていた。

(中区民生子ども課、昭和区民生子ども課)

カ 遺留金の残高が不足していたもの

遺留金保管用に設けた預金口座の通帳や遺留金品整理簿等を照合したところ、令和3年9月に誤って相続人に8万円多く遺留金を引き渡したことにより、帳簿上の残高に比して、通帳内の残高が8万円不足していた。

(中川区民生子ども課)

各所属においては、遺留金品は組織として管理するものであることを十分に認識した上で、遺留金品整理簿を適正に作成するとともに、遺留金の歳入歳出外現金への受入等を速やかに行い、遺留金品の保管状況の査閲を確実に行うなど、遺留金品取扱規程に基づく遺留金品の管理を厳正に行われたい。

なお、中川区民生子ども課においては、カの事例については、誤って引き渡した遺留金の返還を受け、必要な措置が講じられた。

(2) 生活保護に係る葬祭費用への預金の充当について（行政運営事務）

生活保護法に基づく葬祭扶助を行う場合には、死者の遺留金品をその費用に充当することができることとされている。この中には金融機関の預金も含まれ、遺留金品取扱規程において、死者に戸籍上相続人が存在しない場合又は相続放棄等により戸籍上最終順位の相続人はいるが相続資格がない場合（以下「相続人が存在しない場合」という。）で、金融機関の預金があるときは、当該預金の払戻手続をして葬祭費用に充当することとされている。

預金の払戻手続について調査したところ、相続人が存在しない場合で、遺留品に預金通帳があるにもかかわらず、払戻の可否について検討や調査をしていない事例が見受けられた。

西区、瑞穂区及び中川区民生子ども課においては、遺留金品取扱規程に基づき、相続人が存在しない場合には、確実に預金の払戻について検討や調査を行い、払戻可能な場合には手続を行って葬祭費用に充当されたい。

(西区民生子ども課、瑞穂区民生子ども課、中川区民生子ども課)

(3) 生活保護に係る葬祭費用の葬祭事業者への支払について（支出事務）

区民生子ども課及び支所区民福祉課では、単身世帯の生活保護受給者が死亡し、その者の葬祭を行う扶養義務者がいない場合には、生活保護法に基づいて葬祭扶助を適用し、葬祭費用を支払っている。この際、死者の遺留金品については葬祭費用に充当できることから、その金額を確定させて葬祭費用に充当するとともに、なお不足する分については、生活保護の葬祭扶助費として支出している。そのため、葬祭事業者による葬祭費用の請求行為は、区役所からの、遺留金品の充当額と生活保護の葬祭扶助費により支払う額の内訳が確定した旨の連絡を待って行われているのが実情である。

葬祭費用の支払事務について調査したところ、遺留金品の充当額の確定や葬祭事業者への連絡が遅れた結果、葬祭執行から葬祭費用の支払が完了するまで長期間を要している事例が見受けられ、楠支所区民福祉課においては約 1年 5 か月を要している事例、天白区民生子ども課においては最も長いもので約 1年 2か月を要しているなど複数の事例があった。

楠支所区民福祉課及び天白区民生子ども課においては、事務遅滞による支払遅延は行政に対する信用を損なうものであり、事務の進捗管理を徹底するとともに、遺留金品の充当額の確定や葬祭事業者への連絡を速やかに行い、葬祭費用の支払を滞りなく行われたい。（楠支所区民福祉課、天白区民生子ども課）

第6 意見

1 生活保護に係る遺留金品及び預り金の管理について

今回の監査では、生活保護に係る遺留金品及び預り金について、適正に管理されていた所属がある一方、是正改善を要する指摘事項が多数見受けられた所属もあった。この事務については、多くの所属が内部統制制度の取組リスクとして掲げているものであるが、監査の結果を見る限りその取組が十分に浸透しているとは言えず、指摘事項の中には、管理の基礎となる帳簿が適正に整備されていない事例や現金を金庫に長期間保管している事例など、過去の監査で繰り返し指摘されている事例も散見された。とりわけ中川区においては、帳簿の事後作成、査閲の形骸化、処理誤りによる遺留金残高の一時的な不足など指摘事項が多数見受けられた。これらの指摘事項は、事務処理の目的を意識できておらず、組織的なチェックの仕組みが十分に機能していないことから発生したものと考えられる。

令和 4年 6月に、西区役所における遺留金の横領事例が公表されているが、このようにひとたび不正が起きると、市民からの行政に対する信用を損なうこととなる。

指摘を受けた各区においては、遺留金品や預り金の管理にあたって事務処理誤りや不正を起こさないよう、職員一人ひとりに事務処理の目的を十分に浸透させるとともに、内部統制制度の取組を含めた組織的なチェックの仕組みが確実に機能しているか定期的に点検を行うなど、管理を徹底することにより事務処理誤り等の未然防止を図られたい。

当該事務を担当する健康福祉局においては、毎年各区に対して実施している生活保護法施行事務に係る監査の機会を活用し適宜各区の実情を把握しながら必要な指導を行うとともに、事務研修や会議等の場を通じて注意喚起を図るなど、適正な事務執行の確保に努められたい。

2 身元明確なるも引取者のない遺体に係る事務について

引取者のない遺体に係る事務については、令和 4年 2月18日に公表した区役所及びスポーツ市民局に対する監査結果において、葬儀が長期間にわたって執行されていないものが見受けられたことから、勧告又は指摘を行った。これを受け、当該事務を担当するスポーツ市民局が令和 4年 7月に手引きの改正を行い、引取者のない遺体が発生した旨の通報から 1か月以内を目安に相続人への意向確認を実施し火葬を実施するという期限の設定や、新たな進捗管理表の導入といった再発防止策がとられた。その結果、葬儀の執行までの処理期間としては改善が見られたものの、改正後の手引きの運用が始まってまだ間もなく、戸籍調査や相続人の意向確認等に時間を要するなどやむを得ない事情で目安どおりに処理ができない事案も見られることから、今後の運用状況については引き続き注視していく必要があると考えられる。

スポーツ市民局においては、手引きの運用上の課題等について各区からの意見も聴きながら、必要に応じて事務処理方法等を見直すなど、今後も手引きに基づく円滑な事務処理の徹底及び定着に取り組まれない。